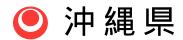
資料3

保育所等における安全対策の取組

~ 令和4年度沖縄県子ども・子育て会議 ~

令和5年2月



(子ども生活福祉部子育て支援課)

目次

- ▶ 重大事故とは
- ▶ 「事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」
- ▶ 重大事故に関する国、県、市町村の取り組み
- ▶ 対応(認可外保育施設事案、送迎バスにおける安全対策)
- ▶ 国の法令改正に伴う県の条例改正予定 (安全計画策定義務化、業務継続計画努力義務化)

重大事故とは

- 死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病を伴う重篤な事故等(意識不明の事故を含む。)
- ▶ 事故のあった幼児教育・保育施設は、事故発生当日(遅くとも翌日)に第1報、 1ヶ月以内に第2報の報告を、自治体を通じて行う。

<死亡事故の状況> 報告件数:5件(対前年▲1)

〇内訳 死因別: SIDS1件、窒息3件、その他1件

施設別:幼稚園型認定こども園1件、保育所型認定こども園

1件、認可保育所1件、その他の認可外施設2件

- ○誤嚥による窒息が前年に続き発生しており、令和2年は3件
- 〇死因別の年次推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
SIDS	2	0	0	0	0	1
窒息	1	0	0	0	1	3
病死	2	4	2	1	2	0
溺死	1	0	0	0	0	0
その他	8	9	6	8	3	1
計	14	13	8	9	6	5

<意識不明の状況>報告件数:14件(対前年+3)

〇内訳 原因別:けいれん7件、<u>転倒2件、誤嚥1件、その他4件</u>

施設別: 幼保連携型認定こども園2件、保育所型認定こども園 1件、認可保育所7件、企業主導型1件、その他認可 保育施設3件

〇昨年より3件増。また、**体調不良に起因しないものが半数**を占めている。

〇原因別の年次推移

100 Garage - 120 Garage	H27	H28	H29	H30	R1	R2
けいれん	-	-	-	-	9	7
転倒		-	=	3 25	1	2
誤嚥	=:	-	=	-	1	1
その他	-	-	-	-	0	4
計	7	7	9	13	11	14

※「その他」の4件については、いずれも体調不良によらないもの

内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

- ■大事故が発生しやすい場面ごとに、事故時の対応、予防のための取組みや留意点を示している。
- ▶ 教育・保育施設では、当該ガイドラインをもとに、自ら安全対策のマニュアルを作成し、施設内で研修を行い、職員での情報共有を図ることなどを、促す内容となっている。

国、県、市町村の取り組み

【国】

- ▶ 各種ガイドラインの作成・通知。
- ▶ 専門家による検討会を定期開催。年次報告、事故報告データベース等を作成・公表・周知。
- ▶ 事故のあった製品等の検証、報告書や教材(リーフレット、動画等)の作成・公表。

【県(子育て支援課)】

- ▶ 保育所及び認定こども園への監査、私立幼稚園への監査、認可外保育施設への立入調査・巡回等の 実施。
- 各種研修会の実施。
- ▶ 国等からの未然防止に関する情報の提供・周知(市町村を通じて)。
- ▶ 各施設から市町村を経由してきた報告を、国へ報告。(私学助成を受ける私立幼稚園は直接県へ)

【市町村】

- 保育を委託している各教育・保育施設への日常的な相談対応・指導(認可外保育施設には相談等の対応。公立幼稚園については、市町村担当課で管理)
- ▶ 保育所及び認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園への確認監査。
- 各種研修会の実施。
- ▶ 国等からの未然防止に関する情報の提供・周知。
- ▶ 各施設からきた報告を、県へ報告。

対応(認可外保育施設での乳児死亡事案)

- ▶ これまでも、認可外保育施設に対する研修会や立入調査、巡回訪問等、様々な機会 を通じて、児童の安全確保や健康管理、乳幼児突然死症候群の予防等の助言・指導 を行ってきた。
- ▶ 事案が報道等で判明した当日(8/2)付けで、県内認可外保育施設に対し、保育施 設における事故防止及び救急対応策の徹底について、注意喚起の通知文を発出した。
- ▶ 以下の研修会において、安全対策について説明し、改めて睡眠中の事故防止等の取 組の徹底をお願いした。
- 令和4年度沖縄県幼児教育合同研修会 (8/5)

対象:保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、 小学校等の初任者等

保育スキル向上研修会 (9/21)

対象: 認可外、小規模保育事業、公立保育所の職員

睡眠中の死亡事故を防ぐために… ●仰向け*に

寝かせることが重要です!

- ★ 乳児だけでなく、1歳以上児も発達の状況に あわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方

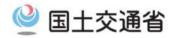
対応(県外送迎バスでの乳幼児置き去り 死亡事案)その1

- ▶ 事案発生翌日(9/6)、県から独自に注意喚起の周知を行い、国の注意喚起 の通知も送付した。
- ▶ 国は、各自治体に、送迎バスの安全管理に関する緊急点検、実地調査を依頼。
- 県においても、国の依頼に基づき、市町村と連携し、送迎バスを運行している 保育所等の緊急点検、実地調査を実施。実地調査の中で、施設設置者やバス運 転手や添乗員等に、安全管理の助言などを行った。
- ▶ 県内で、送迎バスを運行している保育所等はいずれも、車内への置き去り事案・ヒヤリハット事案は直近の報告事案無し。いずれの園も、国が事後に示したマニュアル等を元に、送迎時の安全確保に取り組んでいる。

対応(県外送迎バスでの乳幼児置き去り死亡事案)その2

- ▶ 実地調査後、国は、以下の内容を柱とする「緊急対策」を打ちだした。
- ▶ (1)法令改正により、児童福祉施設や学校に、送迎バスでの所在確認、安全装置を義務化
- ▶ (2) 安全装置の仕様に関するガイドラインの策定
- ▶ (3) 安全管理マニュアルの策定
- ▶ (4)「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」による機器等の導入支援等 送迎用バスの安全装置、 登園管理システム、 こどもの見守リタグ(GPS)、 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等
- 県子育て支援課においても、国の緊急対策の周知を図り、条例改正に取り組むとともに、「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」関連予算を2月補正予算において確保し、保育所等へ迅速に支援を行う予定。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置



- ・ 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置





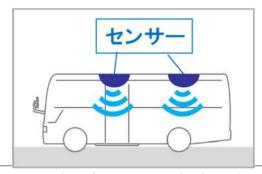


エンジン停止後、運転者等に 車内の確認を促す車内向けの警報

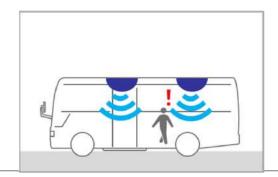
車内を確認し、運転者等が車両後部の 装置を操作すると警報が停止

確認が一定時間行われない場合、 更に、車外向けに警報

自動検知式の装置









エンジン停止から一定時間後に センサーによる車内の検知を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、 車外向けに警報

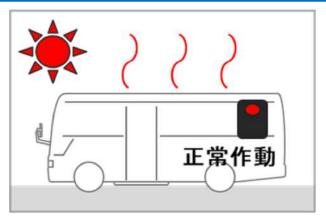
ガイドラインにおいて規定された主な要件



- ①運転者等が車内の確認を怠った場合には、 速やかに車内への警報を行うとともに、 15分以内に車外への警報を発すること
 - ※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

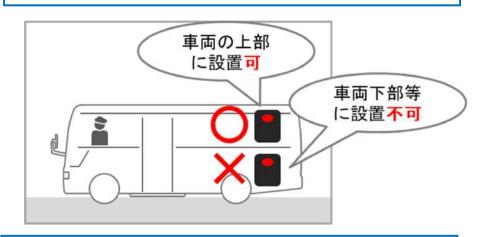


③十分な耐久性を有すること例)-30~65℃への耐温性、耐震性、 防水・防塵性等

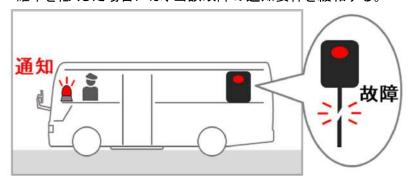




②こども等がいたずらできない位置に警報 を停止する装置を設置すること



- ④装置が故障・電源喪失した場合には、 運転者等に対してアラーム等で故障を 通知すること※
- ※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の 確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



国の法令改正に伴う県の条例改正予定(安全計画の策定の義務化 その1)

- ▶ 保育所等において、乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員・園児に対する施設内外での活動・取り組みを含めた安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項についての計画を策定することを義務づける規定を追加する。
- ▶ また、保護者に対して計画に基づく取り組みの内容を周知すること、計画の 定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行うことについても規定すること としている。

国の法令改正に伴う県の条例改正予定(安全計画の策定の義務化 その2)

- ▶ 厚労省が示した、保育所安全計画(例)の内容
 - 1 安全点検

施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先)の安全点検 マニュアルの策定・共有

- 2 児童・保護者に対する安全指導等 児童への安全指導、 保護者への説明・共有
- 3 訓練・研修

訓練のテーマ・取組、 訓練の参加予定者 職員への研修・講習(園内実施・外部実施) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

- 4 再発防止策の徹底
- 5 その他の安全確保に向けた取組



保育所安全計画例 (別添資料4)

◎安全点検

(1)施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
□ 午睡	年 月 日	年 月 日	
□ 食事	年 月 日	年 月 日	
□ プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
□ 園外活動	年 月 日	年 月 日	
□ バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
□ 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3月
乳児・1歳以 上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3月

◎訓練・研修

(1)訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難						
訓練等						
※ 1						
その他 ※ 2						
月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
避難						
訓練等						
※ 1						
その他 ※ 2						

- ※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練
- ※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)、不審者対応、送迎バスにおける 見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者(全員参加を除く。)

訓練内容	参加予定者

(3)	職員への研修	講習	(園内実施	・外部実施を明記)
-----	--------	----------------------	-------	-----------

4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3月

(4)	・ 行政等が実施する訓練・講習スケ	・ジュール ※所属する自治体・関	係団体等が実施する各種訓練・	講習スケジュールについて	参加目途にかかわらずメモする	
)再	発防止策の徹底(ヒヤリ・ハット事	5 例の収集・分析及び対策とその共	共有の方法等)			
) () そ	の他の安全確保に向けた取組(地域	(住民や地域の関係者と連携した耶	又組、登降園管理システム	を活用した安全管理等)		

国の法令改正に伴う県の条例改正予定 (業務継続計画の努力義務化 その1)

▶ 業務継続計画(BCP)とは

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

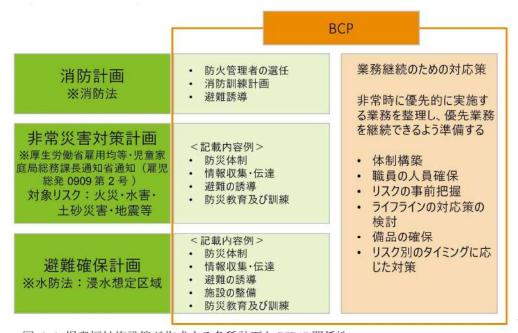


図 1-1 児童福祉施設等が作成する各種計画と BCP の関係性

国の法令改正に伴う県の条例改正予定 (業務継続計画の努力義務化 その2)

▶ 厚労省は、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」(令和4年3月)において、「児童福祉施設は非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても継続的なサービスが求められる施設である」とし、業務継続計画で対象とするリスクとして、新型コロナウイルス感染症を含む感染症、地震災害、台風等による風水害としている。

▶ 保育所等には、業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に 実施することが努力義務とされることとなる。 ▶ご静聴、ありがとうございました。